

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み（課税事業者向け）

2 説明会の日程②（事前予約制：申込期限は、開催日の前日まで）

日 時	開 催 場 所	定員	連絡（事前予約）先
令和4年5月30日（月） 10時30分～11時30分	成田税務署 1階会議室 成田市加良部 1-15	15名	成田税務署 法人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線414）
令和4年6月8日（水） 10時30分～11時30分	佐倉商工会議所 佐倉市表町 3-3-10	40名	
令和4年6月14日（火） 10時30分～11時30分	成田税務署 1階会議室 成田市加良部 1-15	15名	
令和4年6月16日（木） 10時30分～11時30分	成田商工会議所 成田市花崎町 736-62	40名	

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

